

# 中心市について

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市とする。また、周辺市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」することとする。

## 中心市の要件

(全 243市)

- 人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）  
昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）  
地 域：
  - ・三大都市圏の都府県（\*）の区域外の市
  - ・三大都市圏の都府県（\*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市

\* 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

## 中心市宣言

地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、周辺市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思

行政・民間分野に係る都市機能の集積状況

周辺市町村と連携することを想定する取組 等を中心市宣言書に記載

公表後、関係都道府県及び総務省に中心市宣言書の写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。